

**遠賀川水系河川整備計画（案）の策定
に係るご意見について**

平成19年1月

遠賀川河川事務所

目 次

1. 意見集約結果	P 1
2. 意見総数	P 4
3. 河川整備計画（案）に盛り込まれている意見等（集約）	P 6
3. 1 「安心・安全」に関するもの	P 6
3. 2 「環境」に関するもの	P 8
3. 3 「歴史・文化・観光」に関するもの	P 10
3. 4 「まち・かわ・ひと」に関するもの	P 10
3. 5 その他	P 11
4. 新たに河川整備計画（案）に盛り込んだ意見等（集約）	P 12
4. 1 「安心・安全」に関するもの	P 12
4. 2 「環境」に関するもの	P 12
4. 3 「まち・かわ・ひと」に関するもの	P 13
4. 4 その他	P 14
5. 河川整備計画（案）に盛り込まない意見等（集約）	P 15
5. 1 「安心・安全」に関するもの	P 15
5. 2 「環境」に関するもの	P 15
5. 3 「まち・かわ・ひと」に関するもの	P 15

1. 意見集約結果

1) 概要

平成16年6月14日に国土交通大臣により「遠賀川水系河川整備基本方針」が策定され、これを受けて九州地方整備局では「遠賀川水系河川整備計画」の策定に向け鋭意作業を実施しています。

策定にあたって、平成18年6月23日に「遠賀川水系河川整備計画（原案）」を公表し、学識経験者や流域住民のご意見を伺うために、遠賀川学識者懇談会や意見交換会、はがきやインターネット等による手法を用いて皆様方から数多くの貴重なご意見を伺いました。

2) 意見総数

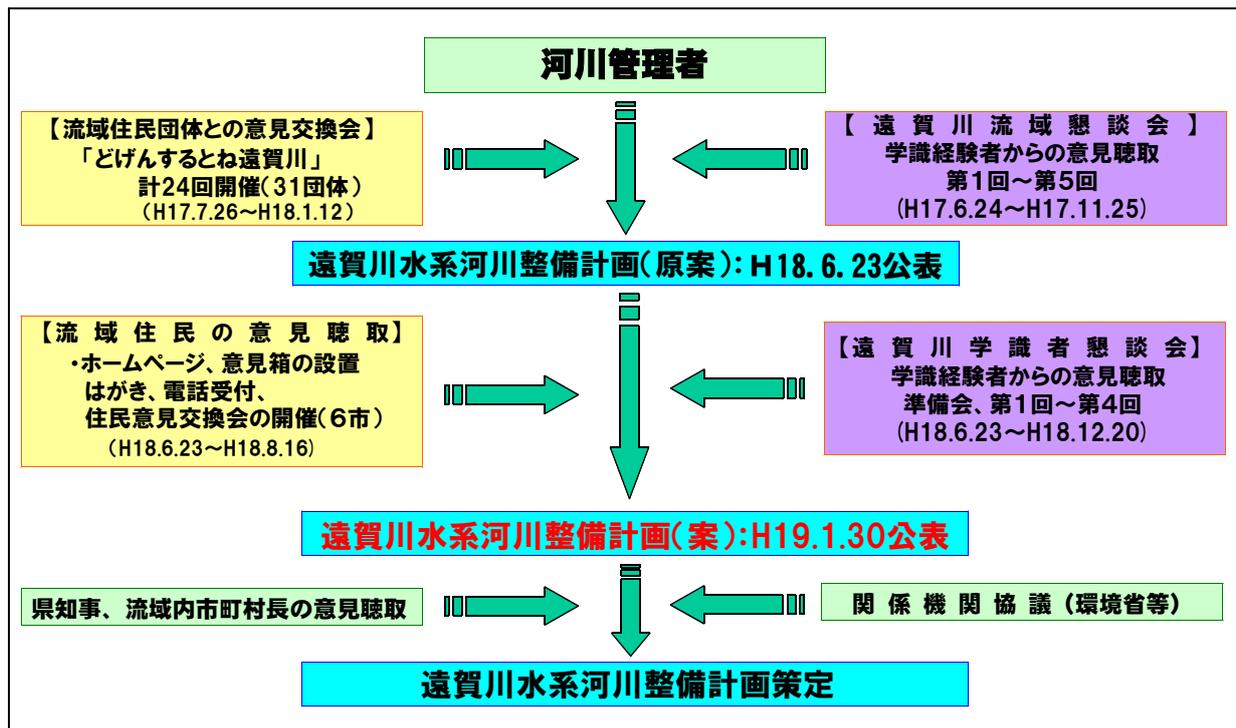
流域住民の方や学識経験者等から617件のご意見を頂きました。頂いたご意見を遠賀川河川整備計画の基本理念である、①安心・安全、②環境、③歴史・文化・観光、④まち・かわ・ひと、⑤その他の5項目に分類した結果が以下のとおりです。

基本理念	安心・安全	環境	歴史・文化・観光	まち・かわ・ひと	その他	合計
総数	102	251	17	70	177	617

3) 意見の対応について

617件というみなさまから頂いたご意見について、同趣旨と思われるご意見を集約しますと77件になります。そのご意見を平成18年6月23日に発表した遠賀川水系河川整備計画（原案）において、「既に盛り込まれている意見（51件）」、「新たに計画案に盛り込む意見（22件）」、「盛り込まないご意見（4件）」に分けて遠賀川水系河川整備計画（案）に反映致しました。

遠賀川水系河川整備計画（原案）に対する集約した意見について						
	安心・安全	環境	歴史・文化・観光	まち・かわ・ひと	その他	合計
整備計画（原案）に対する集約した意見総数	27	23	4	11	12	77
既に整備計画（案）に盛り込まれているご意見	21	16	4	5	5	51
新たに整備計画（案）に盛り込んだご意見	5	5	0	5	7	22
河川整備計画（案）に盛り込まないご意見	1	2	0	1	0	4



【遠賀川河川整備計画策定までのスケジュール】

	手段	実施日	聴取結果
学識経験者	遠賀川流域懇談会*	懇談会開催※: 計5回 H17. 6. 24~H17. 11. 25	学識経験者からの意見聴取 ・懇談会委員数7名
	遠賀川学識者懇談会	懇談会開催※: 計5回 H18. 1. 20*~H18. 12. 20 (*準備会開催)	学識経験者からの意見聴取 ・懇談会委員数9名
住民意見	「どげんするとね遠賀川」*	H17. 7. 26~H18. 1. 12	・遠賀川流域で活動する31団体と 意見交換(24回開催)
	意見交換会	H18. 7. 24~H18. 8. 1	・遠賀川流域の6会場(6市)で開催 ・アンケート箱も設置
	電話受付	H18. 6. 27~H18. 8. 16	・専用電話回線にて意見受付
	ご意見箱	H18. 7. 3~H18. 8. 16	・流域内市町村役場等にアンケート 用紙及び意見箱を設置
	ホームページ	H18. 6. 23~H18. 8. 16	・遠賀川河川事務所ホームページ にて意見受付
	はがき	H18. 7. 13~H18. 8. 16	・遠賀川流域内を対象に新聞折り 込みにてはがき付きパンフレット を配布

* 「遠賀川流域懇談会」、「どげんするとね遠賀川」でのご意見につきましては、河川整備計画原案(平成18年6月23日公表)を作成するまでの段階において参考とさせていただきますので、今回の集約対象ではございません。

【整備計画(原案)に関する意見聴取手段等】

川づくりの 基本的な方針としては

平成15年7月19日と同規模の雨が降っても安心・安全な川にしたい。

人や魚たちが行き交う、昔の川らしい川を創りたい。

流域に関わる歴史・文化を継承し、水辺のにぎわいがまちの元気につながり新たな観光資源となるよう、川づくりを通じて川とまちのにぎわいの空間を創りたい。

未来を担う子どもたちのために、遠賀川が環境教育や自然体験学習の場となり、心豊かに成長できるような水辺環境にしたい。

と考えています。それを出発点として、

基本理念(遠賀川はこんな川であるべきだという考えかた)は、

居心地のいい安らぎと愛着のある遠賀川をめざして

です。安心で安全な暮らしを確保し、人間はもちろんのこと、川を必要とするすべての生きものが安心して住める整備を進めていきます。そしてそのような遠賀川に慣れ親しみ、ふれあうことによって地域の歴史や文化がはぐくまれ、安らぎと愛着がわく遠賀川をめざして、4本の大きな柱に沿った川づくりを行います。



安心・安全

災害に強く、安心して
くらする川づくり

遠賀川流域は現在でも水害が頻発しており、流域の安全は十分に確保されてはいません。そこで、遠賀川の整備については平成15年7月と同規模の洪水であっても安全に流下させる河川整備を行います。

環境

人と自然をはぐくむ
清らかな川づくり

様々な生きものが遠賀川の恩恵を受けて暮らしを営んでいます。しかし、気軽に川に近づけないところや、水質やゴミの問題など解決すべき課題も残っています。そこで、人と自然をはぐくむ清らかな川づくりをめざします。

歴史・文化・観光

川と地域が育てる
豊かな文化

川と人との関わりは今日まで絶えることなくつづき、川はまちの顔、地域の財産として世代を超えて伝承されてきました。このような歴史や文化を継承し、新たな歴史・文化・観光が創出されるような川をめざします。

まち・かわ・ひと

人が川とふれあい、
まちの活力とにぎわいを
創出する遠賀川

川は時として人々の暮らしを脅かす存在ではありますが、一方では、人々がつどい、にぎわい、いやされる空間です。そこで、まちの活力とにぎわいが創出できるような遠賀川をめざします。

※この基本理念は平成17年6月から11月に行われた、遠賀川流域懇談会において、検討され決められました。

【遠賀川河川整備計画の基本理念】

2. 意見総数

1) 意見回収結果（回収総数 675件）

- ・ はがきによる回答が約 6 割
- ・ 回答者の年齢層は 50 才以上の中高年層が約 7 割を占め 20 代以下の若年層は 1 割未満
- ・ 性別では約 8 割が男性による回答
- ・ 職業別では無職・主婦層が約 5 割で最も多い

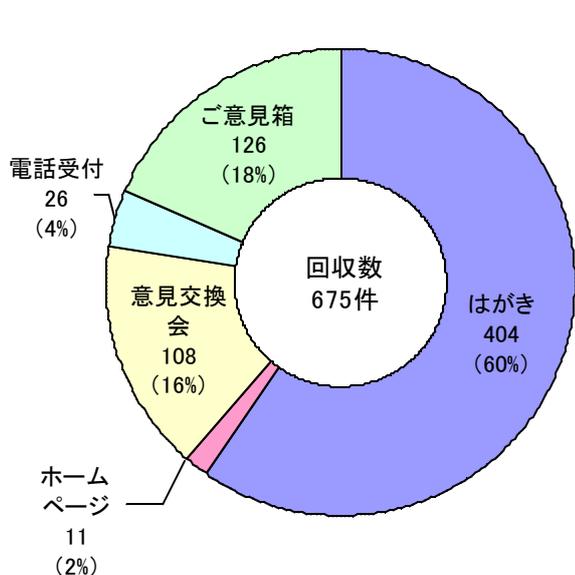


表-1 アンケート回答総数

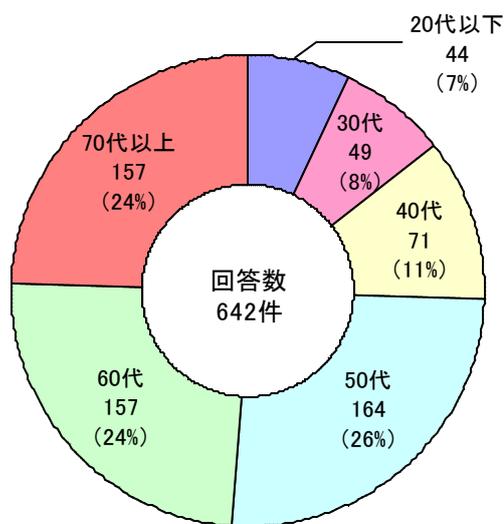


表-2 年齢別

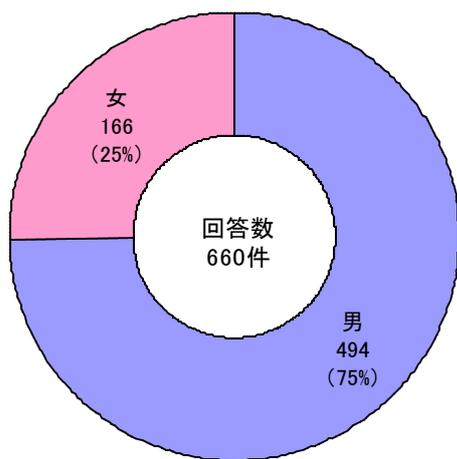


表-3 性別

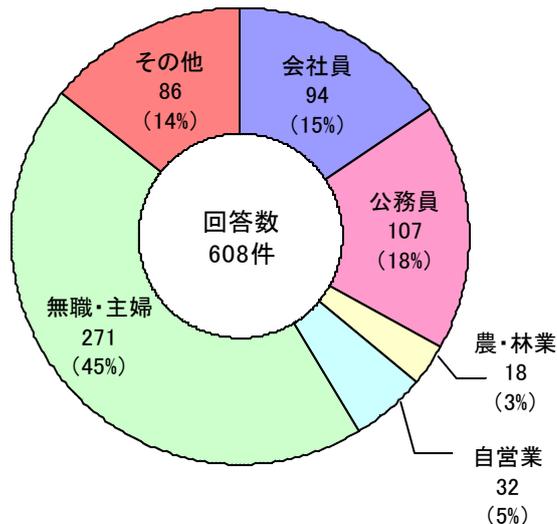


表-4 職業別

2) 関心のある基本理念 (1, 135件 複数回答あり)

- ・ 回答者は環境に最も関心がある。(約4割)
- ・ 安全・安心も環境と同程度関心がある。(約3割)

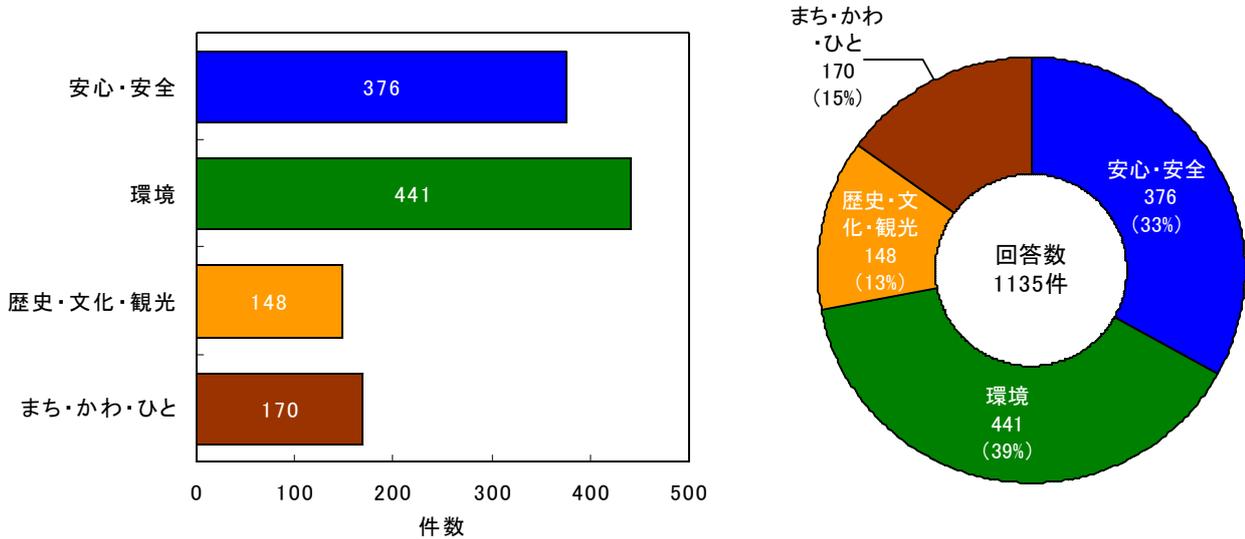


表-5 関心のある基本理念 (複数回答あり)

3) みなさまの意見 (617件 複数回答あり)

- ・ 意見については環境に対する意見が最も多い。(約4割)

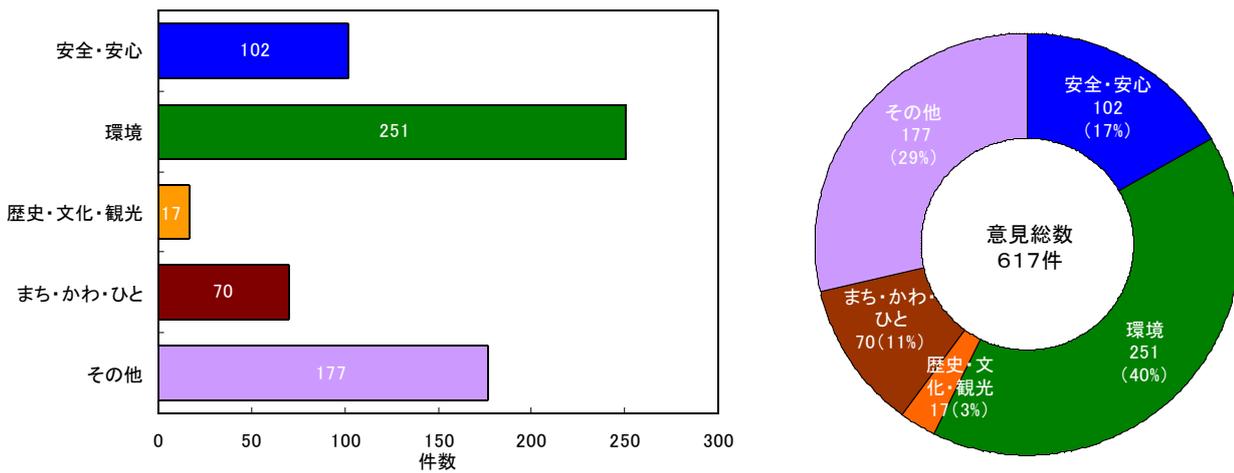


表-6 意見の分類

3. 河川整備計画（案）に盛り込まれている意見等（集約）

学識経験者並びに流域住民の皆様から頂いたご意見のうち、既に河川整備計画（案）に記載されている意見等がありましたので、改めて以下のとおり説明させていただきます。

3. 1 「安心・安全」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	安心・安全	56, 57	大雨で増水した水が安全に流れるよう、掘削等をして下さい。	河川整備計画において目標とする洪水に対し、破堤や越水による被害を防止する対策として、目標流量を計画高水位以下で流下させるために、流下能力が不足する箇所の河道掘削を実施することとしており、その旨を計画案「P56 (1) -①河道掘削」に記載しています。
2	安心・安全	56, 57	S28年の怖さが忘れられません。護岸の補強を御願ひします。	洪水の流下形態を踏まえ必要な箇所には護岸や水制工を施し洪水流による浸食を防止することとしており、その旨を計画案「P56 (1) -①河道掘削」に記載しています。
3	安心・安全	75	支川にはあしが繁茂して、水の流れを妨げているように感じる。	洪水、高潮等による災害の発生又は軽減を図るため、平常時において定期的な縦横断測量、河川の巡視による施設の点検・修繕、出水期前の堤防除草等の維持管理に努めることとしており、その旨を計画案「P75 (2) 平常時の管理」に記載しています。
4	安心・安全	59	平成15年の洪水の時は、たしかに橋桁の下に大木や大きなゴミが引っかかっている、流れを妨げている。	洪水の流下を著しく阻害している堰、橋梁等の横断工作物を、河道掘削及び築堤と併せて改築していくこととしており、その旨を計画案「P59 (2) 堰改築及び橋梁の架替」に記載しています。
5	安心・安全	59	堰が洪水時の妨げになっているので、改良を急いでほしい。	
6	安心・安全	60	中心市街地の浸水対策について、さらなる支援をお願いしたい。	「洪水の発生に伴い、内水により床上浸水が頻発することが予想される学頭、菰田、直方地区等において内水対策等を実施します。実施にあたっては、過去の被害実績や浸水特性、土地利用状況等を踏まえ、関係機関と連携して検討・対応していきます。」という文章を計画案「P60 (4) 内水対策」に記載しています。
7	安心・安全	60	排水機場の能力アップをお願いしたい。	
8	安心・安全	75	ポンプ場の管理・点検に不備のないようお願いします。点検不備でポンプが動かなかったことがある。	平常時から機場を操作するために必要な機械、器具等について点検整備・管理運転を実施するなど、ポンプが確実に稼働するよう管理し、常に良好な状態に保つこととしており、その旨を計画案「P75 (1) 河川管理施設等の機能の確保」に記載しています。
9	安心・安全	76	水が少ない時、中洲などに土砂が堆積しているのをよく見かける。河床が浅くなっているように思うのが大丈夫なのだろうか？	河道内に堆積した土砂については、洪水の疎通能力を維持するため必要に応じて除去することとしており、その旨を計画案「P76 2) 河道内堆積土砂及び樹木の管理」に記載しています。
10	安心・安全	76	川に流れ込む前の水門のごみを頻繁に処理してほしいと思う。	河道内に堆積した流木、塵芥及び施設周辺の土砂撤去等、適正な維持管理に努めることとしており、その旨を計画案「P76 1) 河川管理施設等の維持管理」に記載しています。

NO	分類	該当するページ	意見	対応
11	安心・安全	76	土手に菜の花を植えると景観は良いが、モグラが穴ポコにしてしまうと聞いた。大丈夫か。	菜の花の腐った根にはミミズが繁殖し、それを補食するモグラの穴によって堤防が弱体化する恐れがありますが、災害の発生防止のため、堤防、河口堰、排水機場、護岸、樋門等の河川管理施設の機能を充分発揮させるよう、適切な管理に努めることとしており、その旨を計画案「P76 1) 河川管理施設等の維持管理」に記載しています。
12	安心・安全	76	洪水などで水があふれたときは、川の中のゴミなどが木に引っかかって、後日非常に汚くなるので早く切ってほしい。	河道内樹木においても管理上支障がある範囲において伐採、剪定を行うこととしており、その旨を「計画案「P76 2) 河道内堆積土砂及び樹木の管理」」に記載しています。
13	安心・安全	76	堤防の雑草を刈る回数を増やすこと。雑草が茂るとゴミを捨てる人が多くなる。国と県の草刈りを一緒にしてほしい。	堤防の除草は、堤防の機能維持及び河川環境の保全の観点から行うものであり、その旨を計画案「P76 1) 河川管理施設等の維持管理」に記載しています。草刈りの回数及び時期等については、関係機関等とも協議して適切に行います。
14	安心・安全	79	パソコン、携帯電話をもっていない人への情報伝達もしっかり考えてほしい。	遠賀川は、平成7年3月に「洪水予報指定河川」に指定されており、福岡管区气象台と共同して洪水予報の迅速な発表を行い、報道機関を通じて情報提供しています。また、洪水時の水位や雨量等の情報については、インターネットや携帯電話による「川の防災室」等の河川情報サービス及び水防管理者である市町村を通じて速やかに地域住民等に提供することとしており、その旨を計画案「P79 1) 洪水予報及び水防警報等」に記載しています。
15	安心・安全	86	ハザードマップの整備など、洪水による被害が出てから対応するのではなくて事前に対策ができるような仕組みをもう一度考えてほしい。	地域住民が洪水等に対する知識・意識を高めることを目的とした遠賀川浸水想定区域図をもとに、洪水等の発生時に円滑かつ迅速な避難行動ができるよう、地域住民にわかりやすい形で各市町村のハザードマップが作成・公表・周知されるよう支援することとしており、その旨を計画案「P86 (6) 危機管理」に記載しています。
16	安心・安全	83	排水機場のポンプの操作等確実にできる人を配置してほしい。ポンプがすぐに動かないことがしばしばある。	堰、排水機場、水門等の河川管理施設の操作については、これらの施設に関する知識及び習熟のため、操作人の教育・操作訓練を継続的に行い、操作規則等に従った適正な操作を行うこととしており、その旨を計画案「P83 6) 河川管理施設の操作等」に記載しています。
17	安心・安全	84	防災情報のIT化を推進してほしい。	光ファイバーネットワークの構築、IT関連施設の整備等を行い、防災対策に必要な水位や雨量等の情報、河川管理施設の操作情報、監視カメラの画像情報などを迅速かつ正確に提供できるよう整備に努めることとしており、その旨を計画案「P84 (4) 河川情報システムの整備」に記載しています。
18	安心・安全	85	3年前の大水害の時、ゴミが橋桁に引っかかったり溝も流れがスムーズにいかなかった所など、マップをつくり市民に充分わかりやすい情報を早く配布してほしい。	地域住民の防災意識の向上を図るため、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、堤防の整備状況等を記載した重要水防区域図の公表や、洪水時の破堤等による氾濫区域と避難方法等を掲載した各市町村作成のハザードマップ等により、水防団をはじめ地域住民に対し、危険箇所を周知することとしており、その旨を計画案「P85 (5) 防災意識の向上」に記載しています。
19	安心・安全	85	近年の異常気象は雨量の予想を遙かに上回ることがある。行政の対応にも限界があるので、行政だけでなく地域住民に対しても防災意識を高める啓発活動が重要である。	
20	安心・安全	86	土地の低い所や崩落の危険性のある所などは、住宅を建設しないような規制も必要では。校庭、駐車場等の公共用地を調節池として活用できないか。	土地利用の規制については、河川管理者が行うことはできませんが、自治体による洪水ハザードマップの作成を支援し、洪水等による危険箇所の周知に努めていくこととしており、その旨を計画案「P86 (6) 危機管理」に記載しています。

NO	分類	該当するページ	意見	対応
21	安心・安全	92	洪水の時の対策として、保水力の高い水田、自然林を保護していくことが効果的である。	森林は山から海に至るまで、健全な水循環を確保する上で大きな役割を果たしており、森林が良好な状態にあることは重要であることから、森林保全に取り組む福岡県や関係市町村などの行政機関やボランティア団体等が行う活動に協力するなど、連携に努めることとしており、その旨を計画案「P92 5.1住民参加と地域との連携による川づくり」に記載しています。

3. 2 「環境」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	環境	69	もっと自然のままの川にもどして、魚などの生き物がたくさん住めるきれいな川づくりをしてほしい。	自然環境の保全・創出については、遠賀川の河川環境を踏まえ、多様な生物の生息・生育環境の保全・創出、特徴的な河川景観の維持・形成に取り組むこととしており、その旨を計画案「P69 4.2.3河川環境の整備と保全に関する整備」に記載しています。
2	環境	72	整備計画案にはまだまだ水質の記述が少ない。もっと水質の浄化を訴え住民にアピールすべき。	水質の改善については、平成16年3月に策定された「遠賀川水系水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づいて、汚水処理施設（下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の整備促進、河川・水路の浄化、川本来が持つ自浄作用の維持・促進や家庭台所での負荷削減対策等に関する啓発活動などを、住民及び自治体等と連携・分担して行うこととしており、その旨を計画案「P72 4）水質の改善」に記載しています。本行動計画における水質改善のための施策及び役割分担については、計画案「P72 図4.2.12施策の分類及びその実施主体」に記載しています。
3	環境	72	昭和40年代に比べ日々流れが汚れてきているように感じる。生活排水が問題で、化学洗剤を使用しない、食器の油類はふきとるなど流域住民の努力が必要。	
4	環境	72	下水道の整備を早くして、水をきれいにしてほしい。整備計画案でも、もっと下水道の整備が進むような訴えを記述すべきではないか。	
5	環境	72	川の水をきれいにする対策が少ない。支川から流れてくる汚い水をどうにかしてもらいたい。	
6	環境	72	主流に流れ込む支流（排水路、生活水路）などの監視が必要。	
7	環境	72	7市14町1村の自治体が遠賀川の現状を把握して、水質の改善を計画した目標設定をして流域住民に公表すべきである。	
8	環境	75	河川の中でゴミを焼却しているが、市の広報などで消却しないなどの手段はとれないか。	
				平常時においも、河川の維持管理のため、河川の巡視を行う旨を計画案「P75 (2)平常時の管理」に記載しています。また、河川内でのゴミ焼却が著しく河川環境の悪化を招いたり、河川管理上問題となるような事象が生じた場合については、自治体等と連携して適切な処置に努めます。

NO	分類	該当するページ	意見	対応
9	環境	89	現在、昔から住んでいるコイ、フナ、ワダカ、オイカワ、エビなどの稚魚等が、外来魚のブラックバス、ブルーギル等に食べられて激減している。川の中まで良くしてほしい。	外来種については、在来種への影響を把握するため継続的な監視を行うこととしており、その旨を計画案「P89 1) 自然環境」に記載しています。
10	環境	89	子どもが川に関心を持つようにしてほしい。今の子どもは川に関心がない。	身近な自然空間である河川への関心を高め、現在の遠賀川における河川環境の実態を把握し、情報の共有等ができるように努めるとともに、学校関係者等と協力し、水生生物等のわかりやすい指標による水質調査などの体験的学習を継続的に実施することとしており、その旨を計画案「P89 1) 自然環境」に記載しています。
11	環境	90	川をきれいにするには何をすればよいか市民に訴えてほしい。市民はそういう事に無知で、どうすればいいかわからない。排水が家からどこに行きどうなっているのか、全く知らない。	地域住民への水質保全に関する啓発活動や、子どもたちを対象とした水生生物調査等を通じて、生きた自然の教材である遠賀川に直接触れてもらうことで、水質保全・環境意識の向上に取り組むこととしており、その旨を計画案「P90 2) 水質」に記載しています。
12	環境	90	遠賀川から飲用水を取水しているが、水が臭い。カルキなどが強く小児の皮膚に悪い。流れを良くし、淀みのないきれいな水にしてほしい。	北九州市民の水道用水を取水している遠賀川河口堰の貯水池には、水質改善対策として水中に酸素を送り込むためのばっ気循環施設を設置しています。また、既存の河川浄化施設においては、水質浄化機能が持続的、効果的に発揮されるよう適切な維持管理を行い、必要に応じて機能向上に取り組むこととしており、その旨を計画案「P90 2) 水質」に記載しています。
13	環境	92	河川的环境整備も大切だが、山の木や田の維持等周辺環境維持が大切と思う。山は海の恋人と云われている。山林をしっかり守っていけば水が安定する。山は全ての原点である。	森林は山から海に至るまで、健全な水循環を確保する上で大きな役割を果たしており、森林が良好な状態にあることは重要であることから、森林保全に取り組む福岡県や関係市町村などの行政機関やボランティア団体等が行う活動に協力するなど、連携に努めることとしており、その旨を計画案「P92 5.1住民参加と地域との連携による川づくり」に記載しています。
14	環境	92	国の直轄区間外で生じたことの結果が河川に及んでいるのだから、農水省との連携が重要である。	
15	環境	91	ゴミが多い。流域に住んでいる人たちの環境に対するマナーの向上が必要。	住民団体や地域住民による河川美化活動や各種イベントなどを通じて、ゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発的な取り組みに努めるとともに、これらの活動を支援していくこととしており、その旨を計画案「P91 2) 河川空間の美化・適正管理」に記載しています。
16	環境	91	大雨が降ると河口堰のゴミがひどいので早めの対策をお願いしたい。カラスのえさ場になっている。	洪水時等におけるゴミや草木などの流出については、関係機関と連携し、できるだけ早く処理できるように努めることとしており、その旨を計画案「P91 2) 河川空間の美化・適正管理」に記載しています。

3. 3 「歴史・文化・観光」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	歴史・文化・観光	53	遠賀川の流れて行なわれてきた伝統の祭り、イベントなどをこれからも受け継ぎ、また新しい文化が生まれていくことを願っている。	地域を特徴づける歴史・文化を継承しつつ、その地域の景観を尊重し、河川を軸とした新たな観光や文化に発展するような魅力ある川づくりをめざすこととしており、その旨を計画案「P53 3.5河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しています。
2	歴史・文化・観光	53	観光スポットとなるような川づくりをお願いしたい。	
3	歴史・文化・観光	69	水辺で毎日のストレスを解消してもらえる場所、憩いの場所づくりをお願いしたい。	遠賀川の河川空間は地域住民にとって貴重な水と緑のオープンスペースとして親しまれていることから、人々が川とふれあい親しめる、うるおいのある水辺空間の整備に取り組むこととしており、その旨を計画案「P69 4.2.3河川環境の整備と保全に関する整備」に記載しています。
4	歴史・文化・観光	92	高水敷を美しく整備し、川の情報を地域ごとに表示して良さをしらせてほしい。	河川の特性や地域の風土・文化を踏まえ、筑豊の母なる川として「遠賀川らしさ」を生かした河川整備を進めるため、ホームページ、ケーブルテレビ、新聞などの報道機関や地域の広報誌を利用して広く川の情報を提供することとしており、その旨を計画案「P92 5.2地域住民の関心を高めるための広報活動」に記載しています。

3. 4 「まち・かわ・ひと」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	まち・かわ・ひと	73	河川整備を契機に、もっと地域活性化ができないものか。	自治体等からの要請があった場合においては、川沿いにある自治体の交流拠点等と連携して、地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として親水施設、坂路等の整備に取り組み、水辺ににぎわいを創り出し、地域交流・連携を進め、まちおこしの拠点づくりを支援することとしており、その旨を計画案「P73 1) まちおこしの拠点づくりのための支援整備」に記載しています。
2	まち・かわ・ひと	91	子ども、家族、老人等が安心して行ける川にしてほしい。親水性と安全性のバランスに配慮してほしい。少子高齢化社会への対応が必要。	緑地公園、グラウンド、散策路等が整備されている区間については、人と人、人と自然がふれあう癒しの空間となっていることから、必要に応じてバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮し、少子高齢化へ向けた既存施設の機能向上に努めることとしており、その旨を計画案「P91 1) 河川空間の適正な利用」に記載しています。
3	まち・かわ・ひと	91	船の不法係留がなくなればさらに景観が良くなると思うので、対策を強化してほしい。西川の違法ボートはなんとかならないか。	河川内への船舶の不法係留は、流水の阻害となるばかりか、河川環境を損ない、河川利用を妨げるなど種々の障害を引き起こす原因になることから、河川巡視による監視を行い、これらの行為を未然に防止することに努め、不法係留船の処理については、関係市町村や警察と連携し監督処分を含めて対処に努めることとしており、その旨を計画案「P91 2) 河川空間の美化・適正管理」に記載しています。
4	まち・かわ・ひと	92	河川敷でのイベントのごときも、フリーマーケットなどがもっと多くあればよいと思う。	遠賀川の河川清掃やイベント等の地域住民の自主的な活動に対しては、安全に多数の地域住民が参加できるように、活動に必要な河川情報を積極的に提供する等の支援を行うこととしており、その旨を計画案「P92 5.1 住民参加と地域との連携による川づくり」に記載しています。

NO	分類	該当するページ	意見	対応
5	まち・かわ・ひと	92	整備したあとのように利用していくのか。行政・住民の連携が必要ではないか。	地域住民が遠賀川に関わる機会を設け、日常の維持管理（川の365日）においては、従来の河川管理者だけが行ってきた河川管理から、「遠賀川は地域みんなのもの」との認識に立った地域住民との協力・分担による河川管理への転換を推進していくこととしており、その旨を計画案「P92 5.1住民参加と地域との連携による川づくり」に記載しています。

3. 5 その他

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	その他	49	今後30年計画はあまり長すぎる。そのうち大洪水等災害が起きる不安がある。もっと期間を短く早く着工してほしい。	本計画の対象期間は概ね30年としていますが、これは現時点での流域の社会、経済状況、自然環境状況、河道の状況等に基づき策定したものです。策定後これらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととしており、その旨を計画案「P49 3.2.2河川整備計画の対象期間」に記載しています。
2	その他	54, 55	今後30年かけて行なうことなので工事費も多大になると思われるので無駄のない工事を御願ひしたい。	計画・設計から施工・維持管理に関しトータル的なコスト削減を目指し、事業の効率化を図ることとしており、その旨を計画案「P55 4.1.3 河川環境の整備と保全」に記載しています。
3	その他	92	遠賀川では河川工事がよく行なわれているが、施工前と施工後の変更がよくわからない。絵等でわかりやすく説明をして、時期等も知らせてほしい。	遠賀川を常に安全で適切に利用・管理する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等を掲載したポスター、パンフレット、副読本等を作成するとともにインターネット等により幅広く情報提供を行い、情報の共有化を行うこととしており、その旨を計画案「P92 5.1住民参加と地域との連携による川づくり」に記載しています。
4	その他	92	学校への出前講座（総合学習等）で整備計画をPRしてはどうか。計画の理念がどのように実現されていくのか。長いスパンで知らせてほしい。	
5	その他	92	河川整備をしてそのあとの管理は市民という話を聞いたが、そのことについて何も記載していない。負担には依存はないが、どこまでが事務所どこからが市民か知らせてほしい。	地域住民が遠賀川に関わる機会を設け、日常の維持管理（川の365日）においては、従来の河川管理者だけが行ってきた河川管理から、「遠賀川は地域みんなのもの」との認識に立った地域住民との協力・分担による河川管理への転換を推進していくこととしており、その旨を計画案「P92 5.1住民参加と地域との連携による川づくり」に記載しています。

4. 新たに河川整備計画（案）に盛り込んだ意見等（集約）

学識経験者並びに流域住民の皆様から頂いたご意見のうち、新たに河川整備計画（案）に盛り込んだ主な意見等と、その理由を以下に示します。

4. 1 「安心・安全」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	安心・安全	50	治水対策として危機管理の目標も必要。	治水対策としては、ハード的対策とソフト的対策を併せた総合的な取り組みにより、災害に強く、安心して暮らせる川づくりをめざすこととしており、計画案「P50 3.3洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に危機管理対策の推進を追加記載することとしました。
2	安心・安全	71	中島は洪水対策のために竹林や繁茂する樹木を伐採し、地盤を下げて聞いている。是非原案にそのことも入れるべき。	中間市の中島は周囲から隔離された環境下にあり遠賀川の中でも特に多様な自然環境が残されている所ですが、洪水の流下能力増大対策として、樹木伐採や地盤の切り下げを計画しています。改修の方法については、学識経験者等の意見を聞きながら、多様な自然環境に配慮した方法を検討している段階ですが、大まかなイメージを計画案「P71 3) 中島の保全・整備計画」に追加記載することとしました。
3	安心・安全	まえがき	支流の整備も担当市町村と一緒に急いでほしい。	本計画の対象区間は、計画案「P47 図3.2.1河川整備計画の対象区間」及び「P48 表3.2.1計画対象区間（大臣管理区間）」に示す、遠賀川水系の主要な河川（大臣管理区間）ですので、区間外の具体的な河川整備の実施に関する事項の記載はできません。しかし、地域の方々や国・県・市町村等の関係機関が連携して水系一体としての取り組みを進める旨を計画案のまえがきに「遠賀川の川づくり」として追加記載することとしました。
4	安心・安全	まえがき	国交省管理区域はもちろん、県営区域、市町村区域も含めた総合的防災対策の強力な推進を望む。	
5	安心・安全	まえがき	河川整備計画の中に県営河川等についても視野に入れたものにしてもらいたい。河川は一体的なものとの考えで押し進めてもらいたい。	

4. 2 「環境」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	環境	59, 70	どんな井堰でも魚道を造って、魚が自由に上ったり下ったりできる川にしてほしい。アユ、サケが住める川にしてほしい。	遠賀川水系には、魚類等の自由な移動の障害となっている堰等の河川横断工作物が多く存在します。治水対策による堰改築にあわせた魚道整備等を行い、魚類等が河川を自由に遡上・降下できるよう生息環境の改善を行うこととし、その旨を計画案「P59 (2) 堰改築及び橋梁の架け替え」に追加記載することとしました。また、P70にも「2) 河川の連続性の確保」として同様に追加記載することとしました。
2	環境	70	コンクリートで完全に固定してしまわずにはなく、水草や土砂、石などで川魚のすみかのできる河川が自然にやさしい河川ではないか。	河川が本来有している生物の良好な生息・生育・繁殖環境、並びに多様で美しい河川風景を保全あるいは創出するために、地域の暮らしや文化にも配慮し、河川及び流域全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を推進していくこととし、その旨を計画案「P70 1) 良好な水辺環境の保全・創出」として追加記載することとしました。

NO	分類	該当するページ	意見	対応
3	環境	70	小さな河川もふくめてコンクリートで固めた急な斜面が多いため、自由に川に入れたい。また、川に落ちても自力ではい上がれない。水辺に近づきやすい川づくりをすすめてほしい。	護岸は、堤防や高水敷を洪水流による浸食から守るために施工します。遠賀川水系で護岸を施工している箇所も、現況の堤防や高水敷を守るために施工してきました。今後、治水対策による河道掘削により現況の護岸を撤去する場合は、護岸以外の方法で堤防等の安全性が図れる箇所においては緩傾斜河岸にするなど、水辺に近づきやすい川づくりを行うこととし、その旨を計画案「P70 1) 良好な水辺環境の保全・創出」として追加記載することとしました。
4	環境	70	自然を育むことは大事とは思っているが、せつかくある護岸や駐車場など便利な施設など壊してまでも自然に戻すべきなのか疑問である。	遠賀川の治水事業は、年々着実に進めておりますが、P18に記載しているように未だに流下能力が不足しており、平成15年7月などの大規模な洪水が発生した場合、甚大な被害が予想されます。よって、目標とする洪水を安全に流すため必要となる箇所においては、既存の護岸や駐車場を撤去して河積を確保する必要がありますが、河川整備を実施する際には治水のみではなく、環境との両立をめざし、自然環境や利活用等を配慮して整備していく旨を、計画案「P70 1) 良好な水辺環境の保全・創出」に追加記載しています。
5	環境	69, 74	子どもたちが川にふれあう機会をもっと増やして、その中で、川やその他の環境問題を考えていくことはとても大事である。子たちと一緒にやる環境学習は必要である。	自然体験、環境学習の場としての活用など、地域の取組みを支援することとしており、その旨を計画案「P69 4.2.3河川環境の整備と保全に関する整備」に記載しています。さらに、これら取組みの支援整備として、水辺や水面利用が期待できる地区では階段、坂路、緩傾斜河岸等の整備に取り組みることとし、計画案「P74 3) 自然体験、環境学習を推進するための支援整備」として追加記載することとしました。

4. 3 「まち・かわ・ひと」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	まち・かわ・ひと	69	まとまったサイクリングロードの整備を望む。直方ー中間、田川ー直方がきちんと整備されれば、多くの利点があると思う。	サイクリングロード、緑地公園、グラウンド、駐車場、親水施設等の整備については、地方自治体が行うものであり河川管理者が行うことではありませんが、地方自治体や地域住民等から要請があった場合などにおいては、その内容について調査・検討し、地域住民等と連携・調整を図り、河川管理に支障のない範囲において占用を許可するなどの支援を行うこととし、その旨を計画案「P69 4.2.3河川環境の整備と保全に関する整備」に追加記載することとしました。
2	まち・かわ・ひと	69	公園、グラウンド、散歩道等の充実をお願いしたい。	
3	まち・かわ・ひと	69	サイクリングロードを利用してジョギングをしているが、近くに駐車場が無く困っている。もっと川とふれあえるよう駐車場を整備してもらいたい。	
4	まち・かわ・ひと	69	本川は危険であるので、高水敷に深さ30cm程度の小川をつくり幼児でも遊べる水辺をつくっては。	
5	まち・かわ・ひと	まえがき 92	河川環境整備が画一化されておもしろ味がない。地域によって特徴があるべきでは。	遠賀川にまつわる歴史や文化が数多く存在しており、川づくりにあたってはこれらのおかげがえのない財産を活かした川づくりを進めることとしており、その旨を計画案のまえがきに「遠賀川の川づくり」として追加記載することとしました。また、その「遠賀川らしさ」を生かした川づくりを行う手法としては、地域住民との合意形成に向けた情報の共有化や対話が重要であるため、その旨を計画案「P92 5.2地域住民の関心を高めるための広報活動」に記載しています。

4. 4 その他

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	その他	13	目立った所の治水対策より、庶民が願っている計画でなければ意味がない。30年計画より100年計画の立案を願う。	遠賀川では、平成16年6月に国土交通大臣により「遠賀川水系河川整備基本方針」が策定されています。これは、遠賀川を長期的な視点で見たときの河川管理の方針を定めたもので、河川整備計画は基本方針のもと今後20～30年の中期的な具体的整備計画を定めるものです。「遠賀川水系河川整備基本方針」の大まかな内容について、計画案「P13 (2) 治水事業の沿革」に追加記載することとしました。
2	その他	61～67 69	具体的な整備内容、整備時期、整備区間を明示すべきでは。具体的な整備の内容がわかりにくいので、わかりやすくイメージ図でもかまわないので載せてほしい。	具体的な整備内容、整備時期、整備区間については、今後詳細に検討していくこととしていますが、治水対策に関するブロック毎の大まかな整備イメージについては、計画案P61～P67に記載しています。また、環境整備に関しては、新たに計画案「P69 図4.2.10 水域毎の河川環境の整備と保全に向けた取り組み」を追加記載することとしました。
3	その他	86	どんなに個人の好みが多様になっても、それとは別に地縁によるコミュニティは必要。川はコミュニティ活動の最良の材であり、具体的なポイントを挙げると皆の川との意識が高まる。	川を中心とした地域コミュニティの再構築を図ることは、これからの重要な課題と考えています。地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、親水施設、坂路等の整備に取り組み、これにより、水辺に「にぎわい」を創り出し、地域交流・連携を進め、「まちおこしの拠点づくり」を支援することとしており、その旨を計画案「P73 1) まちおこしの拠点づくりのための支援整備」に記載しています。また、地域コミュニティの再構築は危機管理の観点からも重要な課題であり、地域住民と一緒に地域ハザードマップを作成するなど、具体的な課題を提示して地域コミュニティの強化を図るための一助となる取り組みを推進することとし、計画案「P86 (6) 危機管理」に追加記載することとしました。
4	その他	まえがき 92	整備については地元の意見等も耳に入れ、整備後地元で喜ばれるような工事をしてほしい。	遠賀川にまつわる歴史や文化が数多く存在しており、川づくりにあたってはこれらのかげがえのない財産を活かした川づくりを進めることとしており、その旨を計画案のまえがきに「遠賀川の川づくり」として追加記載することとしました。また、ホームページ、ケーブルテレビ、新聞などの報道機関や地域の広報誌を利用して広く川の情報を提供し、地域住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど、福岡県や関係市町村などの行政機関や地域住民との対話を推進していくこととしており、その旨を計画案「P92 5.2地域住民の関心を高めるための広報活動」に記載しています。
5	その他	まえがき 92	市民とともに川を考える姿勢が重要。広くおだやかに全体的集約のできる会があると参加したい。川を愛する人々の輪を広げたい。	
6	その他	まえがき 92	全国あるいは全県一律の方法で事業をしなくて、その地域にあった仕方、きめ細かく事業を行なってほしい。	
7	その他	まえがき	河川管理者の遠賀川に対する想いを計画本文にも明記すべき。	我々河川管理者の遠賀川に対する思いを、皆様に分かりやすく伝えるため、「遠賀川水系河川整備計画（原案）あらましのご紹介」でお伝えした想いを整備計画本文にも明記することとし、計画案のまえがきに「遠賀川の川づくり」として追加記載することとしました。

5. 河川整備計画（案）に盛り込まない意見等（集約）

学識経験者並びに流域住民の皆様から頂いたご意見のうち、河川整備計画（案）に盛り込まない意見等と、その理由を以下に示します。

5. 1 「安心・安全」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	安全・安心	18, 50	30年もかけて河川整備を行う必要があるのか、無駄な公共事業これ以上行う必要はない。また、水害が起こった地区の改修だけ行えばよい。	遠賀川の治水事業は、年々着実に進めておりますが、P18に記載しているように未だに流下能力が不足しており、平成15年7月などの大規模な洪水が発生した場合、甚大な被害が予想されます。よって、国土を保全し、水害から国民の生命財産等を守るため、過去の洪水の発生状況や流域の重要性を勘案して計画案「P50 3.3洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載している目標で整備していきます。

5. 2 「環境」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	環境	91	不法投棄等への罰則強化、美化に対し違反者への注意権を与える市条例化を願う。	不法投棄等に対する罰則強化や条例制定については、河川管理者が行うことはできませんが、不法投棄等については、河川巡視による監視を行い、これらの行為を未然に防止することに努め、不法投棄物や不法係留船等の処理については、関係市町村や警察と連携し監督処分を含めて対処に努めることとしており、その旨を計画案「P91 2) 河川空間の美化・適正管理」に記載しています。
2	環境	68	濁水対策はソフト面しかないのか。	遠賀川においては地形上の制約等により、新たな濁水に対する有効な施設整備は困難です。そのため、異常な濁水時においては、濁水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、地域と連携を図ることにより、濁水が発生した場合における影響の軽減に努めることとしており、その旨を計画案「P68 (1) 異常濁水時の対応」に記載しています。

5. 3 「まち・かわ・ひと」に関するもの

NO	分類	該当するページ	意見	対応
1	まち・かわ・ひと	—	高水敷の使用について、花畑、菜園、遊び場などとして、個人にも使用できるように考えてもらいたい。	河川空間は基本的には自由使用ですが、個人が一部分を花畑などとして占用することは許可していません。